○蒲郡市幸田町衛生組合職員の育児休業等に関する条例

（平成十九年三月二十八日条例第八号）

改正　平成二〇年　三月二六日条例第　二号
令和　元年一二月二四日条例第　二号

（趣旨）

第一条　この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項、第三条第二項、第五条第二項（育児休業法第十二条及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）、第七条、第八条、第十条第一項、同条第二項（育児休業法第十一条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条及び第十五条（これらの規定を育児休業法第十七条において準用する場合を含む。）、第十七条、第十八条第三項並びに第十九条第一項及び第二項並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第五項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用規定）

第二条　育児休業等に関する必要な事項は、蒲郡市職員の育児休業等に関する条例（平成四年蒲郡市条例第一号。以下「蒲郡市条例」という。）の規定を準用する。

（読替規定）

第三条　蒲郡市条例中「任命権者」、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（蒲郡市幸田町衛生組合職員の育児休業等に関する条例の廃止）

2　蒲郡市幸田町衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成四年蒲郡市幸田町衛生組合条例第一号）は、廃止する。

附　則（平成二〇年条例第二号）

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附　則（令和元年条例第二号）

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第三条、第四条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。